

おくやみハンドブック



三鷹市

もくじ

市長からのメッセージ	1
三鷹市おくやみ窓口のご案内	2
お手続きに必要な主な持ちもの	4
おくやみ手続きチェックリスト	9
市役所で行う手続き	12
1. 戸籍・住民登録等に関する手続き	12
2. 年金に関する手続き	15
3. 国民健康保険に関する手続き	19
4. 後期高齢者医療制度に関する手続き	22
5. 介護保険に関する手続き	25
6. 高齢者福祉に関する手続き	28
7. 障がい者福祉に関する手続き	34
8. 税金等に関する手続き	38
9. 子育てに関する手続き	43
10. 住宅に関する手続き	49
11. 樹木・公園に関する手続き	50
12. ごみに関する手続き	51
13. 飼い犬に関する手続き	52
14. 農地に関する手続き	53
15. 図書館に関する手続き	56
故人の財産について	57
各種相談先について	60
市役所以外で行う主な手続き	62
関連するご案内	63
・ 応援します！自分で決める自分のくらしと医療	63
・ 不動産の相続登記が義務化されました！！	64

「おくやみハンドブック」をお手に取られたあなた様へ

このたびは、三鷹市の「おくやみハンドブック」をお手に取っていただきありがとうございます。このハンドブックはおくやみに関する市役所内外の手続きをまとめて掲載しています。

人が生きていく中で、誰もが避けて通ることができない「大切な方を見送る」経験は、遺された方にとって、深い哀しみとともに、この先どのように生きていけばよいのかと、大きな不安をもたらすことに繋がります。場合によっては、哀しみに浸る間もなく、慌ただしくさまたまなお手続きに奔走されることがおありになるかもしれません。

三鷹市では、遺された方のご負担を少しでも和らげ、この先に続く未来に繋げることができるよう、市役所での必要な手続きを不備なく効率的に進めることができる「三鷹市おくやみ窓口」を設置しています。各担当窓口でご事情を繰り返しご説明いただくことなく、スムーズに手続きできるようになったとお声をいただいています。

大切な方を見送らなくてはならないとき、あるいはご自身の身の回りの整理をあらかじめ行いたいと思い立ったときなど、ご用途はさまざまなおありになるかと思いますが、この冊子をご活用いただくことで、少しでもあなた様のご不安なお気持ちが軽くなるようなお手伝いができることを願っています。

令和6(2024)年9月 三鷹市長 河村 孝



三鷹市「おくやみ窓口」のご案内

三鷹市では、近しい方を亡くされたご遺族様のご負担を少しでも軽減するため、死亡に係るお手続きのワンストップ窓口、「おくやみ窓口」を設置しています。「おくやみ窓口」では、市役所で必要なお手続きを事前にお調べし、書類作成をサポートするので、当日はお待たせせず、一つの窓口で手続きが完了します。来庁のほか、郵送でのお手続きも可能です。

また、市役所でのお手続きをご案内するだけでなく、遺された方の「おもい」に寄り添い、必要に応じて相談機関のご紹介も承っています。

おくやみ窓口ご利用の流れ

利用できる方

死亡時点で三鷹市に住民登録があった方のご遺族

① 予約

●インターネットによる予約

おくやみ窓口予約受付（右記二次元コード）
(<https://logoform.jp/form/ejBZ/40570>) より
必要事項をご入力いただき、お申込みください。



おくやみ窓口予約

●来庁または電話による予約

市役所 1 階「おくやみ窓口」または ☎ 0422-24-6487 へ直接ご連絡ください。
※手続き方法を来庁と郵送からお選びください。
※来庁の予約は、10 開庁日以降から選択可能です。

② 事前調査

お亡くなりになった方に関する市役所で必要な手続きを漏れなく行うため、おくやみ窓口にて必要な手続きを事前にお調べします。調査にはおおよそ 10 開庁日かかります。確認が必要な場合は、関係部署から申請者に直接ご連絡する場合があります。

③ - A 来庁による手続き

必要な手続きが記載された案内書が届きます。必要な持ち物を事前にご準備いただき、案内に記載されている予約日時に「おくやみ窓口」へお越しください。
※手続きの詳細は「おくやみハンドブック(本誌)」でも確認できます。

③ - B 郵送による手続き

案内書・申請書・返信用封筒が届きます。案内書をご確認いただき、必要書類と共に必要事項を記入した申請書を返送してください。
※切手はご自身でご準備ください。
※手続きの詳細は「おくやみハンドブック(本誌)」でも確認できます。

④ - A 予約時間に窓口へ来庁

窓口にて申請書の記入及び必要書類の提出をいただき、手続き完了です。

④ - B 不足書類の確認

郵送された書類に不足があった場合は、連絡をします。不足書類の追送をお願いします。

おくやみ窓口ご利用にあたっての注意事項

- ・必要書類等が不足していた場合は、手続きが1度で終わらないことがあります。
- ・お手続きの内容によっては、おくやみ窓口だけで完結できず、担当の課へご案内させていただくことがあります。
- ・郵送をご希望された場合でも、お手続きの内容によってはご来庁が必要です。
- ・予約なしでご来庁された場合も可能な限りのご案内はさせていただきますが、ワンストップでのお手続きはできません。また、全てのお手続きをご案内できない可能性がありますのでご了承ください。

ご自身で必要な手続きを確認される場合

おくやみ窓口の予約可能日までお待ちいただく事が難しい場合や予約前に必要な手続きを確認したい場合は、下記の方法で必要なお手続きを確認できます。

■おくやみ手続きガイドを利用する

ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレットからホームページ上の質問(最大20問)に答えることで、おくやみに関連する必要な手続きを確認することができます。

おくやみ手続きガイド：<https://ttzk.graffer.jp/city-mitaka/death>



おくやみ手続きガイド

■おくやみハンドブック(本誌)を利用する

おくやみハンドブック P.9 の「おくやみ手続きチェックリスト」より、死亡に関連する市役所での手続きの一覧をご確認できます。お手続きの詳細については、各参照ページをご確認ください。

おくやみハンドブックでは、次の内容についてもご案内しています

- ・故人の財産について (P.57)：故人の財産の把握や家屋、ごみの処分などのご案内
- ・各種ご相談先 (P.60)：こころの相談や死亡に伴う金銭面の相談窓口のご案内
- ・市役所以外の手続き (P.62)：市役所以外で必要になる主な手続きのご案内
- ・関連するご案内 (P.63)：「終活」に向けた準備や不動産相続登記についてのご案内

おくやみ窓口の基本情報

■場所：三鷹市役所本庁舎1階

■電話番号：0422-24-6487

■利用時間(予約制)：平日① 9:00～10:30、② 10:30～12:00、
③ 13:00～14:30、④ 14:30～16:00

■受付時間：平日 9:00～16:00

本ハンドブックの記載内容やお手続きについて不明な点などありましたら、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】市民部市民課 届出・証明係 ☎ 0422-29-9191

お手続きに必要な主な持ちもの

亡くなられた後のお手続きに求められる事が多い、主な持ちものやその取得方法をご紹介します。

なお、市役所でのお手続きに必要な持ちものの詳細については、P.12 以降の「市役所で行う手続き」をご確認ください。

本人確認書類

官公庁発行の顔写真付きのものの場合… 1 点

(例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など

官公庁発行の顔写真がないものの場合… 2 点

(例) 健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、限度額認定証など

亡くなった事が確認できる書類

亡くなった事が確認できる公的な書類として、住民票の除票と戸籍（除籍）があります。

それぞれの請求方法については、P.6 の住民票・戸籍の請求をご確認ください。

亡くなった方との関係が確認できる書類

相続人など、亡くなられた方と手続きする方との関係を確認する必要がある場合、主に戸籍謄本（除籍・改製原含む）等で確認できます。

親子関係の確認書類…子にあたる方の戸籍（父・母欄）

親にあたる方の戸籍で子にあたる方が記載されているもの

きょうだい関係の確認書類…きょうだいで両名の戸籍（父又は母欄が同一人であること）

ご両親の戸籍できょうだいにあたる方が記載されているもの

※三鷹市に本籍がある方は、P.7 の戸籍請求をご確認ください。

※三鷹市に本籍がない場合でも、配偶者又は直系の親族であれば、戸籍の広域交付により三鷹市役所にて戸籍等の請求が可能です。この場合、請求から交付まで数日かかることがあります。詳細は P.7 の戸籍の広域交付をご確認ください。

「手続き可能な方」以外の方が手続きをされる場合は委任状等が必要です

「手続き可能な方」以外の方が手続きをされる場合、委任状及び代理人の本人確認書類が必要です。

委任状は「手続き可能な方」が代理人情報、委任事項、委任者情報を自署いただく必要があります。

障がい等の事由により、委任状の自署ができず、ご来庁も困難な場合は事前にお問い合わせください。

参考様式は P.5 の委任状をご確認ください。

「手続き可能な方」の法定代理人（成年後見人等）による手続きの場合は、登記事項証明書等の権限確認資料の提示が求められます。

委任状

(あて先) 三鷹市長
東京都後期高齢者医療広域連合長

代理人 (窓口に来る方)	住 所			
	氏 名			
	生年月日	大・昭・平	年	月 日
	電話番号		委任者との 関係	

※代理人の方は、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)をお持ちください。

年 月 日

上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。

委任者 (代理人に手続きを依頼する方)	住 所			
	氏 名	印		
	生年月日	大・昭・平	年	月 日
	電話番号			

◆委任事項(該当箇所に☒チェックを入れてください。)

☐ _____の死亡に伴う下記の事項に関する権限
☐ 戸籍証明書の交付請求及び受領の権限
☐ 住民票の写し等の交付請求及び受領の権限 (除票含む)
☐ 住民異動届の届出に関する権限
☐ 年金の死亡に関する手続きの権限
☐ 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険税(料)の還付並びに高額介護サービス費の支給、その他の申請等の手続き及び受領の権限
☐ 税証明書の交付請求及び受領の権限
☐ 未納の市税等の納付に関する権限
☐ 固定資産の証明書及び名寄帳の交付請求及び受領の権限
☐ _____に関する権限

- ・委任状は必ず委任する本人が、すべて自分で記入してください。
※ 三鷹市で使用する場合は、委任する本人の署名があれば押印は不要です。
- ・委任状は原本を提出してください。
- ・要件を満たしていないものは委任状として認められない場合があります。
- ・代理人は「請求の理由 (使う方・目的・提出先)」を委任者に確認した上で請求してください。
- ・委任者が固定資産の所有者の相続人である場合は、法定相続情報証明 (コピー可) 又は、所有者の戸籍謄 (抄) 本と委任者の戸籍謄 (抄) 本 (コピー可) の添付が必要です。

受付印

--

住民票・戸籍の請求について

亡くなられた際に請求される事の多い、住民票の除票及び死亡の内容が記載された戸籍等の請求についてのご案内です。

除票の請求について

1. 除票の請求権について

住民登録がある方が亡くなられた場合、住民票からは削除されるため、住民票ではなく除票の請求となります。この際、世帯からも削除されることから、それまで同世帯員であった方も同世帯員としての請求権はなくなります。

そのため、除票の請求はすべて「第三者による請求」扱いとなります。

2. 請求理由について

第三者による請求や、手数料無料の対象となる請求は、請求理由の記載が必要です。請求理由によっては、疎明資料の提示が必要となることがあります。

【請求事由記載例】

- ・令和〇年〇月〇日に死亡した、父：三鷹太郎の生命保険の受取り申請用に株式会社××生命保険△△支店に提出するため。
- ・令和〇年〇月〇日に死亡した、父：三鷹太郎の死亡に伴う、母：三鷹花子の遺族年金の支給申請用に××年金事務所に提出するため。
- ・令和〇年〇月〇日に死亡した、兄：三鷹次郎の相続登記（相続放棄）の手続き用に××法務局△△支局に提出するため。

3. 記載事項及び発行可能な通数について

第三者による請求の場合は、原則として世帯主・続柄と本籍・筆頭者、個人番号の情報を記載することができません。

発行可能な通数も提出先に応じた通数のみの発行となり、余分に取得することはできません。

4. 手数料免除となる請求について

遺族年金の申請など「公的年金の初回受給申請」に使用する場合は、手数料免除となります。ただし、「個人年金」の初回受給申請や「公的年金の“未支給年金”の申請」は対象外です。

5. 請求方法について

窓口での請求のほか、郵送や代理人による請求が可能です。

郵送で証明書を請求する場合は、次の書類を送付してください。戸籍等の請求も同様です。

- ・記入済みの申請書
- ・請求者の本人確認書類の写し
- ・請求者の宛名を記載し、必要分の切手を貼った返信用封筒
- ・手数料（料金や手数料の支払い方法は各自治体にお問い合わせください。）

※その他、必要に応じて委任状や疎明資料を添付してください。

戸籍の証明書の請求について(三鷹市に本籍がある方)

1. 戸籍謄本等を請求できる方

本人、配偶者又は直系親族は一部の証明書を除き、理由等の提示なく請求できます。それ以外の方(きょうだい、おじ・おば、甥・姪等)からの請求は「第三者による請求」扱いとなります。

「第三者による請求」の場合、除票の請求と同様に請求理由の記載や疎明資料の提出が必要です。また、発行可能な通数も提出先に応じた通数のみの発行となり、余分に取得することはできません。

2. 請求する戸籍証明書について

(1) 死亡の記載が反映された戸籍証明書

戸籍の届出をしてから記載されるまでには時間がかかります。1か月以内に届出をしている場合は、届出が反映されているか確認をするため、お申し出が必要です。

(2) 請求に制限がある証明書

次の証明書を請求できる方は、届出人又は利害関係人に限定されています。直系親族であっても届出人又は利害関係人ではない場合は請求できません。

- ・受理証明書：届出人のみ請求可能
- ・届出記載事項証明書：届出人又は利害関係人が請求可能

3. 請求方法について

窓口での請求のほか、郵送や代理人による請求が可能です。郵送請求の必要書類は、P.6「除票の請求について」の「5. 請求方法について」をご確認ください。

戸籍の広域交付について(三鷹市に本籍がない方)

令和6年3月1日より戸籍の広域交付が始まりました。これまで本籍地でなければ戸籍の請求はできなかったところ、全国どこの区市町村でも請求が可能となりました。ただし、本籍地での請求とは請求可能な証明書や請求方法、本人確認書類が異なるため、下記の案内をご確認ください。

1. 請求できる戸籍の種類について

戸籍の全部事項証明、除籍謄本、改製原戸籍謄本のみ請求可能です。

一部事項証明書(戸籍の記載事項証明書)、個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍の附票は交付できません。本籍地の市区町村においてコンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍は交付できません。

2. 請求できる方や本人確認資料について

本人、配偶者及び直系の親族のみ請求可能です。代理人による請求や第三者による請求はできません。

請求にあたっては、公官庁発行の顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)が必要です。顔写真のないものは使用できません。

3. 請求方法について

三鷹市の場合市役所本庁舎1階5番窓口で請求できます。請求される戸籍の種類によっては、受取りのため数日後に再度窓口にお越しいただく必要があります。郵送請求は利用できません。

おくりやみ窓口の案内

お手続きに必要なもの

おくりやみ手続きチェックリスト

市役所で行う手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼い犬

農地

図書館

その他

故人の財産について

各種相談先について

市役所以外で行う手続き

関連する案内

おくやみ手続きチェックリスト

主な手続きなどには色を付けてあります。手続きを確認する際の参考にしてください。

区分	亡くなられた方について	主な手続き	該当	受付窓口	参照ページ
戸籍・住民登録等	死亡の届け出を行う。	死亡届の提出	☐	市民課 本庁舎 1 階 8 番窓口	P.12
	お墓を移したい。	改葬届の提出	☐		P.13
	3人以上の世帯の世帯主だった。	世帯主変更の手続き	☐	市民課 本庁舎 1 階 7 番窓口	P.13
	住基カード・マイナンバーカード・印鑑登録証などを持っていた。	カード類の返却	☐		P.14
	相続に必要な証明書がほしい。	相続関連手続き書類の案内	☐	市民課 本庁舎 1 階 5 番窓口	P.14
年金	国民年金を受給していた。	未支給年金の請求	☐	市民課 本庁舎 1 階 3 番窓口	P.15
	国民年金に加入していた。	死亡一時金の請求	☐		P.16
		遺族基礎年金の請求	☐		P.17
		寡婦年金の請求	☐		P.18
国民健康保険	国民健康保険に加入していた。	脱退手続き	☐	保険課 本庁舎 1 階 9 番窓口	P.19
		葬祭費の申請	☐		P.20
		保険税の納付・還付等	☐		P.20
	国民健康保険の加入世帯の世帯主だった。	世帯主変更の手続き	☐		P.19
	死産や流産等された。	出産育児一時金の支給申請	☐		P.21
	高額な医療費がかかった。	高額療養費の支給申請	☐		P.21
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度に加入していた。	資格喪失の届出	☐	保険課 本庁舎 1 階 10 番窓口	P.22
		葬祭費の申請	☐		P.22
		保険料の納付・還付等	☐		P.23
	通知の送付先を変更したい。	送付先の変更	☐		P.23
	高額な医療費がかかった。	高額療養費等の支給申請	☐		P.24
介護保険	介護保険被保険者証等を持っていた。	被保険者証等の返還	☐	介護保険課 本庁舎 1 階 11 番窓口	P.25
		介護保険料の納付・還付等	☐		P.25
	高額な介護サービス費がかかった。	高額介護サービス費等の支給申請	☐		P.26
	通知の送付先を変更したい。	送付先の変更	☐		P.27
	要介護(要支援)認定申請中だった。	認定申請の取下げ	☐		P.27
高齢者福祉	高齢者等位置情報システムを利用していた。	利用の廃止又は変更	☐	高齢者支援課 本庁舎 1 階 12 番窓口	P.28
	給食サービス事業を利用していた。	利用料の請求先の変更	☐		P.28
	緊急通報システムを利用していた。	利用の廃止	☐		P.29
	紙おむつ支給事業を利用していた。	利用の廃止	☐		P.29
	紙おむつ代助成対象者だった。	助成金の申請	☐		P.30

おくやみ窓口のご案内

お手続きに必要なもの

おくやみ手続きチェックリスト

市役所で行う手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼い犬

農地

図書館

その他

故人の財産について

各種ご相談先について

市役所以外で行う主な手続き

関連するご案内

おくやみ窓口の ご案内 お手続きに必要と なる主な持ちもの	区分 亡くなられた方について 主な手続き 該当 受付窓口 参照 ページ
おくやみ手続き チェックリスト	高年齢者福祉 言語リハビリテーション事業を利用していた。 訪問理美容事業を利用していた。 福祉電話を利用していた。 入居・居住継続支援初回保証料助成金を申請していた。 家族介護慰労金の申請をしていた。 99歳以上の誕生月に亡くなった。 福祉住宅に入居していた。 請求先の変更 請求先の変更 利用の廃止 受取人の変更 受取人の変更 敬老金の受取人の変更 福祉住宅の返還又は承継の手続き ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 高齢者支援課 本庁舎 1 階 12 番窓口 P.30 P.31 P.31 P.32 P.32 P.33 P.33
市役所で行う 手続き 戸籍・住民 年金 国保 後期高齢 介護保険 高齢者福祉 障がい福祉 税金 子育て 住宅 樹木・公園 ごみ 飼育犬 農地 図書館 その他	障がい者福祉 身体障害者手帳・愛の手帳を持っていた。 精神障害者保健福祉手帳を持っていた。 自立支援医療受給者証を持っていた。 心身障がい者自動車等燃料費助成を受けていた。 心身障がい者福祉手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・重度心身障害者手当・経過的福祉手当を受給していた。 福祉タクシー券を持っていた。 心身障害者医療費助成(マル障)・特定医療費(指定難病)助成・小児精神病入院医療費助成を受けていた。 東京都都営交通無料乗車券等を持っていた。 手帳の返還 手帳の返還 受給者証の返還 資格異動届及び未支払金の請求 資格喪失届及び未支払金の請求 資格異動届及び未使用の券の返還 受給者証や乗車券等の返還 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 障がい者支援課 本庁舎 1 階 15 番窓口 障がい者支援課 本庁舎 1 階 14 番窓口 障がい者支援課 本庁舎 2 階 24 番窓口 P.34 P.34 P.35 P.35 P.36 P.36 P.37
故人の財産について 各種ご相談先に ついて 市役所以外で行う 主な手続き	税金 市税等に未納があった。 市税等を口座振替で納付していた。 市税等に還付金がある。 原動機付自転車・小型特殊自動車を持っていた。 市民税・都民税・森林環境税が課税されていた。 土地・家屋・償却資産を所有していた。 固定資産税の納税通知書が届いていた。 未登記家屋を所有していた。 市税等の納付 口座振替の解約又は変更 還付金の受取り 廃車又は名義の変更 相続人代表者届出書の提出 相続人代表者届出書の提出 納税管理人及び送付先の変更 所有者の変更 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 市税総合窓口 (納税課) 本庁舎 2 階 24 番窓口 市税総合窓口 (市民税課) 本庁舎 2 階 24 番窓口 市税総合窓口 (資産税課) 本庁舎 2 階 24 番窓口 P.38 P.38 P.39 P.39 P.40 P.40 P.41 P.42
関連するご案内	子育て 子どもが学童保育所に通っていた。 利用に関する手続き ☐ 児童青少年課 本庁舎 4 階 41 番窓口 P.43

区分	亡くなられた方について	主な手続き	該当	受付窓口	参照ページ
子育て	児童手当・児童扶養手当・児童育成手当・特別児童扶養手当を受給していた。	受給に関する手続き	☐	子育て支援課 本庁舎 4 階 43 番窓口	P.44
	子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成・小児慢性特定疾病医療費助成を受けていた。	受給者の変更	☐		P.46
	幼稚園に通う子どもがいる。	各種補助金に関する手続き	☐	子ども育成課 本庁舎 4 階 44 番窓口	P.47
	認可保育園の手続きをしていた。	家庭状況変更の手続き	☐	子ども育成課 本庁舎 4 階 45番窓口	P.47
	認可外保育施設に通う子どもがいる。	助成金申請の変更	☐	子ども育成課 本庁舎 4 階 46 番窓口	P.48
	施設等利用給付認定の申請をしていた。	家庭状況変更の手続き	☐		P.48
住宅	空き家に関する相談がしたい。	空き家に関する相談	☐	住宅政策課 本庁舎 5 階 52 番窓口	P.49
	市営住宅・市民住宅に住んでいた。	市営住宅等の返還又は承継の手続き	☐		P.49
樹木・公園	保存樹木・保存樹林を所有していた。	相続に関する手続き	☐	緑と公園課 本庁舎 5 階 56 番窓口	P.50
	公園として土地を貸していた。	相続に関する手続き	☐		P.50
ごみ	ごみの処分がしたい。	ごみの処分	☐	ごみ対策課 第 2 庁舎 2 階	P.51
飼い犬	犬を飼っていた。	飼い犬の登録変更	☐	市民課 本庁舎 1 階 2 番窓口	P.52
農地	生産緑地を所有していた。	相続税の納税猶予に関する手続き	☐	農業委員会 第 2 庁舎 2 階	P.53
				都市計画課 本庁舎 5 階 54番窓口	P.54
		買取りの申出に関する手続き	☐	都市計画課 本庁舎 5 階 54 番窓口	P.54
	農業委員会 第 2 庁舎 2 階			P.55	
	農地を所有していた。	相続に関する手続き	☐	農業委員会 第 2 庁舎 2 階	P.55
図書館	図書館カードを持っていた。	カードの返却	☐	図書館	P.56
その他	三鷹市から交付された書類で不明なものがある。	書類を交付した主管課にお問い合わせください。	☐	各主管課	

おくやみ窓口の
ご案内

お手続きに必要と
なる主な持ちもの

おくやみ手続き
チェックリスト

市役所で行う
手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼い犬

農地

図書館

その他

故人の財産に
ついて

各種ご相談先に
ついて

市役所以外で行う
主な手続き

関連するご案内

市役所で行う手続き

1 戸籍・住民登録等に関する手続き

① 亡くなられた場合

手続・準備するもの

死亡届

亡くなられた場合、死亡届の提出が必要です。
死亡届の提出後、火葬許可証を発行します。

【準備するもの】

- ☐ 死亡届（記載済のもの）
- ☐ 死亡診断書又は検案書

期限

亡くなったことを知った日から7日以内

手続き可能な方

親族・同居者等（法律で定められています。）

手続き方法

来庁

お問合せ先

市民課 戸籍記録係
本庁舎1階 8番窓口
☎ 0422-29-9192

備考

届出人の住所地や亡くなられた方の本籍地以外に、死亡地の自治体でも
手続きを行うことが可能です。

手続き方法
HPはこちら



② 国外で亡くなられた場合

手続・準備するもの

死亡届

日本国籍の方が国外で亡くなられた場合、死亡届の提出が必要です。

【準備するもの】

- ☐ 死亡届（記載済のもの）
- ☐ 死亡診断書又は死亡事実を証する書面とその翻訳文（翻訳者の氏名が必要）

期限

亡くなったことを知った日から3か月以内

手続き可能な方

親族・同居者等（法律で定められています。）

手続き方法

備考のとおり

お問合せ先

市民課 戸籍記録係
本庁舎1階 8番窓口
☎ 0422-29-9192

備考

死亡地の大使館、領事館、亡くなられた方の本籍地又は届出人の住所地の
戸籍担当係に死亡届を提出してください。

手続き方法
HPはこちら



③お墓を移したい場合

手続・準備するもの	期限
改葬届 埋葬又は納骨されている遺骨を、別の墓地等に移すことを「改葬」といいます。遺骨を改葬するには、現在その遺骨が埋葬・納骨されている市区町村に改葬許可申請を行い、改葬許可を受ける必要があります。改葬許可証が発行されましたら、改葬先の墓地等の管理者に改葬許可証を提出したうえで遺骨を埋葬・納骨してください。	なし
【準備するもの】 ☐ 改葬許可申請書(各市区町村により様式が異なります。) ☐ 埋蔵・収蔵の証明書(現在埋葬されている墓地等の管理者が発行したもの) ☐ 改葬先の墓地等の使用承諾書又は受入証明書(改葬先の墓地等の管理者が発行したもの)	手続き可能な方 親族等どなたでも
	手続き方法 来庁・郵送
	お問合せ先 市民課 戸籍記録係 本庁舎1階 8番窓口 ☎ 0422-29-9192
備考	
・他市区町村に遺骨が埋葬・納骨されている場合は、その市区町村の窓口に申請していただくことになります。 ・遺骨をお墓からご自宅で供養する際は市でのお手続きは不要です。 ・分骨の場合収蔵先でのお手続きになります。	

手続き方法
HPはこちら



④世帯主が亡くなられた場合

手続・準備するもの	期限
世帯主変更届 世帯主が亡くなられた場合、同一世帯員の中から新しい世帯主の設定が必要です。亡くなられた方以外の世帯員がいない場合もしくは1人だった場合は手続きは不要です。	亡くなった日から14日以内
【準備するもの】 ☐ 届出者の本人確認書類	手続き可能な方 同世帯員
	手続き方法 来庁
	お問合せ先 市民課 届出・証明係 本庁舎1階 7番窓口 ☎ 0422-29-9191
備考	

1 戸籍・住民登録等に関する手続き

⑤亡くなられた方が自治体の発行したカード類を所有していた場合

手続・準備するもの

カード類返却

亡くなられた方が以下のカード類を所有していた場合は返却を受けつけています。

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード
- ・住民基本台帳カード
- ・印鑑登録証
- ・市民カード

【準備するもの】

- ☐ 返却物(カード類)

期限

なし

手続き可能な方

どなたでも

手続き方法

来庁

お問合せ先

市民課 届出・証明係
本庁舎1階 7番窓口
☎ 0422-29-9191

備考

亡くなられた日をもってカード類は失効します。返却義務はありませんので、不要であれば廃棄していただいても構いません。

⑥亡くなられた方の相続に必要な証明書を取得する場合

手続・準備するもの

相続関連手続き書類の案内

相続等の手続きに必要な各種証明書の取得が可能です。

- ・住民票の写し
- ・戸籍全部事項証明書(出生～死亡)
- ・戸籍の附票の写し

【準備するもの】

- ☐ 申請者の本人確認書類

期限

なし

手続き可能な方

相続人

手続き方法

来庁・郵送

お問合せ先

市民課 届出・証明係
本庁舎1階 5番窓口
☎ 0422-29-9191

備考

詳しくは、P.6「住民票・戸籍の請求について」をご確認ください。

住民票の写しの請求について手続き方法HPはこちら



戸籍謄本・抄本等の交付請求について手続き方法HPはこちら



2 年金に関する手続き

①年金を受給していた場合

手続・準備するもの	期限
未支給年金等の請求 (市役所で受付可能なものは、一部に限られます。詳細は、備考をご覧ください。) 年金を受給している方が亡くなられた場合に、まだ受け取っていない年金や、亡くなられた日より後に振り込みされた年金のうち、亡くなられた月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。	すみやかに 手続き可能な方 死亡時に生計を同一にしていた次の遺族（優先順） 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族
【準備するもの】 ☐ 請求される方の本人確認書類 ☐ 戸籍の証明書（死亡日及び請求される方との続柄が確認できるもの） ☐ 請求される方の世帯全員の住民票の写し（※） ☐ 亡くなられた方の住民票の除票の写し（※） ☐ 請求される方の預金通帳（コピー可） ☐ 亡くなられた方の年金手帳または基礎年金番号通知書	手続き方法 来庁・郵送 お問合せ先 市民課 庶務・年金係 本庁舎1階 3番窓口 ☎ 0422-29-9190
備考 ・障害基礎年金または遺族基礎年金の未支給分のみ、市役所で受付が可能です。その他の年金を受給していた場合や、併せて遺族厚生年金等が発生する場合は、年金事務所での手続きとなります（問い合わせ先は、P.62「市役所以外で行う主な手続き」をご確認ください）。 ・上記以外の書類が必要となる場合もありますので、お問い合わせください。 ※請求される方のマイナンバーを確認できる書類をご持参いただく場合は、添付を省略できます。	

手続き方法
HPはこちら



MEMO

おくやみ窓口のご案内

お手続きに必要な持ちもの

おくやみ手続きチェックリスト

市役所で行う手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼い犬

農地

図書館

その他

故人の財産について

各種相談先について

市役所以外で行う主な手続き

関連するご案内

②国民年金保険料を3年以上納付していた場合

手続・準備するもの

死亡一時金の請求

亡くなられた方と生計を同一にしていた遺族に支給される一時金です。

亡くなられた方が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けていた場合や、この方の死亡により遺族が遺族基礎年金を受けられる場合は対象外となります。

【準備するもの】

- ☐ 請求される方の本人確認書類
- ☐ 戸籍の証明書(死亡日及び請求される方との続柄が確認できるもの)(※1)
- ☐ 請求される方の世帯全員の住民票の写し(※1)(※2)
- ☐ 亡くなられた方の住民票の除票の写し(※1)(※2)
- ☐ 請求される方の預金通帳(コピー可)
- ☐ 亡くなられた方の年金手帳または基礎年金番号通知書

期限

すみやかに

手続き可能な方

死亡時に生計を同一に
していた次の遺族（優
先順）
配偶者、子、父母、孫、
祖父母、兄弟姉妹

手続き方法

来庁・郵送

お問い合わせ先

市民課 庶務・年金係
本庁舎1階 3番窓口
☎ 0422-29-9190

備考

受給資格要件の確認や、上記以外の書類が必要となる場合もありますので、お問い合わせください。

- ※ 1 自治体によって証明書の発行手数料が無料になる場合がありますので、窓口でご確認ください。
- ※ 2 請求される方のマイナンバーを確認できる書類をご持参いただく場合は、添付を省略できます。

手続き方法
HP はこちら



MEMO

③子がいる場合

手続・準備するもの

遺族基礎年金の請求

国民年金に加入していた方や、国民年金保険料の納付済み期間（免除期間等含む）が25年以上ある方が亡くなられた場合、亡くなられた方によって生計を維持されていた、子（※1）のある配偶者または子（※1）に支給される年金です。

国民年金加入中の方または加入されていた60歳以上65歳未満の方が亡くなられた場合、亡くなられた方の国民年金保険料納付済み期間によっては対象外となることがあります（納付要件）。

【準備するもの】

- ☐ 請求される方の本人確認書類
- ☐ 戸籍の証明書（死亡日及び請求される方との続柄が確認できるもの）（※1）
- ☐ 請求される方の世帯全員の住民票の写し（※1）（※2）
- ☐ 亡くなられた方の住民票の除票の写し（※1）（※2）
- ☐ 請求される方の預金通帳（コピー可）
- ☐ 亡くなられた方の年金手帳または基礎年金番号通知書
- ☐ 死亡診断書または死亡届記載事項証明書
- ☐ 請求される方・子のマイナンバーを確認できる書類

期限

すみやかに

手続き可能な方

亡くなられた方によって生計を維持されていた子（※1）のある配偶者または子（※1）

手続き方法

来庁・郵送

お問合せ先

市民課 庶務・年金係
本庁舎1階 3番窓口
☎ 0422-29-9190

備考

受給資格要件の確認や、上記以外の書類が必要となる場合もありますので、お問い合わせください。

※1【子の定義】

- ・18歳に到達する年度の末日までにある方
- ・20歳未満で障害年金の障害等級の1級・2級の状態にある方

※2 自治体によって証明書の発行手数料が無料になる場合がありますので、窓口でご確認ください。

※3 請求される方のマイナンバーを確認できる書類をご持参いただく場合は、添付を省略できます。

手続き方法
HPはこちら



MEMO

2 年金に関する手続き

④ 10年以上婚姻している妻がいる場合

手続・準備するもの

寡婦年金の請求

第1号被保険者として国民年金保険料の納付済み期間(免除期間含む)が10年以上ある夫が亡くなった場合に、夫に生計を維持されていた妻が60歳から65歳になるまでの間に支給される年金です。
亡くなった方が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けていた場合や、妻が繰り上げで老齢基礎年金を受けている場合は対象外となります。

【準備するもの】

- ☐ 請求される方の本人確認書類
- ☐ 戸籍の証明書(死亡日及び請求される方との続柄が確認できるもの)(※1)
- ☐ 請求される方の世帯全員の住民票の写し(※1)(※2)
- ☐ 亡くなった方の住民票の除票の写し(※1)(※2)
- ☐ 請求される方の預金通帳(コピー可)
- ☐ 亡くなった方の年金手帳または基礎年金番号通知書

期限

すみやかに

手続き可能な方

10年以上継続して婚姻関係(事実婚を含む)にあり、亡くなった方によって生計を維持されていた妻

手続き方法

来庁・郵送

お問合せ先

市民課 庶務・年金係
本庁舎1階 3番窓口
☎ 0422-29-9190

備考

- ・受給資格要件の確認や、上記以外の書類が必要となる場合もありますので、お問い合わせください。
- ・寡婦年金と死亡一時金の両方の受給資格を満たす場合は、どちらか一方を選択することになります。
- ※1 自治体によって証明書の発行手数料が無料になる場合がありますので、窓口でご確認ください。
- ※2 請求される方のマイナンバーを確認できる書類をご持参いただく場合は、添付を省略できます。

手続き方法
HPはこちら



MEMO

3 国民健康保険に関する手続き

①被保険者が亡くなられた場合

手続・準備するもの	期限
国民健康保険の脱退 被保険者が亡くなられた場合、脱退のお手続きが必要です。	被保険者が亡くなられてから 14 日以内
【準備するもの】 ☐ 申請者の本人確認書類 ☐ 被保険者証 ☐ 高齢受給者証(持っていれば) ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証(持っていれば) ☐ 限度額適用認定証(持っていれば) ☐ 特定疾病療養受領証(持っていれば)	手続き可能な方 同世帯員・親族など
	手続き方法 来庁・郵送
	お問合せ先 保険課 国保加入係 本庁舎 1 階 9 番窓口 ☎ 0422-29-9216
備考	
同世帯で手続き可能な方がいない場合、親族などが手続きを行います。	

②世帯主が亡くなられた場合（世帯員に被保険者がいらっしゃる場合）

手続・準備するもの	期限
世帯主変更 国民健康保険の世帯主変更のお手続きが必要です。	すみやかに
【準備するもの】 ☐ 申請者の本人確認書類 ☐ 被保険者証(世帯の被保険者全員分) ☐ 高齢受給者証(持っていれば) ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証(持っていれば) ☐ 限度額適用認定証(持っていれば) ☐ 特定疾病療養受領証(持っていれば)	手続き可能な方 同世帯員
	手続き方法 来庁・郵送
	お問合せ先 保険課 国保加入係 本庁舎 1 階 9 番窓口 ☎ 0422-29-9216
備考	

おくやみ窓口のご案内

お手続きに必要な持ちもの

おくやみ手続きチェックリスト

市役所で行う手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼い犬

農地

図書館

その他

故人の財産について

各種ご相談先に

市役所以外で行う主な手続き

関連するご案内

3 国民健康保険に関する手続き

③被保険者の葬儀を行った場合

手続・準備するもの

葬祭費支給申請

葬儀を行った場合、喪主の方に5万円を支給します。

【準備するもの】

- ☐ 喪主を確認できる会葬礼状又は領収書
- ☐ 喪主の銀行口座がわかるもの

期限

葬儀を行った日の翌日から2年以内

手続き可能な方

喪主

手続き方法

来庁・郵送

お問合せ先

保険課 国保給付係
本庁舎1階 9番窓口
☎ 0422-29-9215

備考

他の健康保険から支給される場合は対象となりません。

手続き方法
HPはこちら



④亡くなられた方の保険税についての案内

手続・準備するもの

保険税の納付・還付等

亡くなられた時期によって、保険税額や納付方法に変更が生じる場合があります。対象となる方には、後日、納税通知書をお送りします。
保険税額の変更によって還付金が発生した場合については、P.39「市税などに還付金がある場合」をご確認ください。

【準備するもの】

なし

期限

なし

手続き可能な方

—

手続き方法

—

お問合せ先

保険課 国保加入係
本庁舎1階 9番窓口
☎ 0422-29-9216

備考

還付金についてのお問い合わせ(P.39)
納税課 納税管理係 ☎ 0422-29-9218

⑤被保険者が死産や流産等された場合

手続・準備するもの	期限
出産育児一時金支給申請 妊娠 85 日以上で死産・流産・人工妊娠中絶となった場合、50 万円を支給します。	死産日等の翌日から 2 年以内
【準備するもの】 ☐ 母子健康手帳 ☐ 医療機関の領収書及び明細書 ☐ 世帯主の銀行口座がわかるもの	手続き可能な方 世帯主
	手続き方法 来庁・郵送
	お問い合わせ先 保険課 国保給付係 本庁舎 1 階 9 番窓口 ☎ 0422-29-9215
備考	
直接支払制度を利用した場合、医療機関に直接、出産育児一時金は支払われます。	
手続き方法 HP はこちら 	

⑥被保険者に高額な医療費がかかった場合

手続・準備するもの	期限
高額療養費支給申請 医療費が高額となった場合、限度額を超えた分を高額療養費として支給します。世帯主または相続人代表者からの申請が必要です。 対象の方には後日申請案内を送付します。	診療月の翌月 1 日から 2 年以内
【準備するもの】 ☐ 高額療養費支給申請書(郵送されたもの) ☐ 世帯主又は相続人代表者の銀行口座がわかるもの ◆世帯主が亡くなった場合 ☐ 相続人代表者届出書(郵送されたもの)	手続き可能な方 世帯主 相続人代表者
	手続き方法 来庁・郵送
	お問い合わせ先 保険課 国保給付係 本庁舎 1 階 9 番窓口 ☎ 0422-29-9215
備考	
世帯主が亡くなった場合、手続き可能な方は相続人代表者となります。	
手続き方法 HP はこちら 	

4 後期高齢者医療制度に関する手続き

①被保険者が亡くなった場合

手続・準備するもの	期限
被保険者証等の返還 被保険者が亡くなった場合、被保険者証等の返還が必要です。	被保険者が亡くなってから 14 日以内
【準備するもの】 ☐ 申請者の本人確認書類 ☐ 被保険者証 ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証(持っていれば) ☐ 限度額適用認定証(持っていれば) ☐ 特定疾病療養受領証(持っていれば)	手続き可能な方 親族など
	手続き方法 来庁・郵送
	お問合せ先 保険課 高齢者医療係 本庁舎1階 10番窓口 ☎ 0422-29-9219
備考	
手続き方法 HPはこちら 	

②被保険者の葬儀を行った場合

手続・準備するもの	期限
葬祭費支給申請 葬儀を行った場合、喪主の方に 5 万円を支給します。	葬儀を行った日の翌日から 2 年以内
【準備するもの】 ☐ 喪主を確認できる会葬礼状又は領収書 ☐ 喪主の銀行口座が分かるもの	手続き可能な方 喪主
	手続き方法 来庁・郵送
	お問合せ先 保険課 高齢者医療係 本庁舎1階 10番窓口 ☎ 0422-29-9219
備考	
喪主以外の口座に振り込む場合は委任状が必要です。 手続き方法 HPはこちら 	

おくやみ窓口のご案内

お手続きに必要な主な持ちもの

おくやみ手続きチェックリスト

市役所で行う手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼い犬

農地

図書館

その他

故人の財産について

各種相談先について

市役所以外で行う主な手続き

関連するご案内

③亡くなられた方の保険料についての案内

手続・準備するもの	期限
保険料の納付・還付等 亡くなられた時期によって、保険料や納付方法に変更が生じる場合があります。対象となる方には、後日、保険料変更通知書と納付書（納付が必要な場合）をお送りします。 保険料の変更によって還付金が発生した場合は還付通知を送付します。還付通知が届いた際の受取り手続きについては、P.39「市税などに還付金がある場合」をご確認ください。還付通知が届かない場合、お手続きの必要はありません。 【準備するもの】 なし	なし
	手続き可能な方

	手続き方法

備考	お問合せ先
	保険課 高齢者医療係 本庁舎1階 10番窓口 ☎ 0422-29-9219

④通知等の送付先を変更したい場合

手続・準備するもの	期限
送付先の変更 郵便物の送付先を変更したい場合に申請が必要です。 【準備するもの】 ☐ 申請者の本人確認書類	すみやかに
	手続き可能な方
	親族等どなたでも
	手続き方法
	来庁・郵送
備考	お問合せ先
	保険課 高齢者医療係 本庁舎1階 10番窓口 ☎ 0422-29-9219

手続き方法
HPはこちら



⑤被保険者に高額な医療費・介護サービス費がかかった場合

手続・準備するもの	期限
高額療養費等支給申請 医療費や介護サービス費が高額となった場合、限度額を超えた分を高額療養費等として支給します。相続人代表者からの申請が必要です。 対象の方には後日申請案内を送付します 【準備するもの】 ☐ 相続人代表者の本人確認書類 ☐ 申請書(郵送されたもの) ☐ 相続人代表者届出書(郵送されたもの) ☐ 相続人代表者の銀行口座がわかるもの ☐ 申請案内に記載の必要書類(申請内容によって異なります。)	◆高額療養費 診療月の翌月1日から2年以内 ◆高額介護合算療養費 申請書到着から2年間 手続き可能な方 相続人代表者 手続き方法 来庁・郵送 お問合せ先 保険課 高齢者医療係 本庁舎1階 11番窓口 ☎0422-29-9219
備考	

高額療養費について
手続き方法HPはこちら

高額介護合算療養費について
手続き方法HPはこちら

MEMO

5 介護保険に関する手続き

①被保険者が亡くなった場合

手続・準備するもの	期限
被保険者証等の返還 被保険者が亡くなった場合、被保険者証等の返還が必要です。 【準備するもの】 ☐ 被保険者証 ☐ 負担割合証(持っていれば) ☐ 負担限度額認定証(持っていれば)	すみやかに
	手続き可能な方
	親族など
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
介護保険課 介護保険料係 本庁舎1階 11番窓口 ☎ 0422-29-9277	
備考	

②亡くなった方の保険料についての案内

手続・準備するもの	期限
介護保険料の納付・還付等 亡くなった時期によって、保険料額や納付方法に変更が生じる場合があります。対象となる方には、介護保険料変更通知書と納期限が到来していない期別の納付書をお送りしています。保険料の変更によって還付金が発生した場合は、後日還付通知を送付します。滞納がある場合は、還付金から充当する場合があります。還付通知が届いた方は受取りのお手続きが必要です。還付金が発生しない場合、お手続きの必要はありません。 【準備するもの】 ☐ 相続人代表者の本人確認書類 ☐ 三鷹市介護保険料還付金口座振込依頼書(郵送されたもの) ☐ 相続人代表者の銀行口座がわかるもの	還付通知到着後すみやかに
	手続き可能な方
	◆還付金の受取り 相続人代表者
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
介護保険課 介護保険料係 本庁舎1階 11番窓口 ☎ 0422-29-9277	
備考	

おくやみ窓口のご案内

お手続きに必要な持ちもの

おくやみ手続きチェックリスト

市役所で行う手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼い犬

農地

図書館

その他

故人の財産について

各種相談先について

市役所以外で行う主な手続き

関連するご案内

④通知等の送付先を変更したい場合

手続・準備するもの	期限
送付先の変更 郵便物の送付先を変更したい場合に申請が必要です。 【準備するもの】 ☐ 申請者の本人確認書類	すみやかに
	手続き可能な方
	親族等どなたでも
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
備考	介護保険課 介護保険料係 本庁舎1階 11番窓口 ☎ 0422-29-9277

⑤要介護（要支援）認定申請中の場合

手続・準備するもの	期限
要介護（要支援）認定申請取下の届出 要介護（要支援）認定申請中の場合は、取下げの届出が必要です。 来庁される場合は、介護保険認定等申請取下書を提出していただきますが、電話連絡でも対応可能です。 ご家族が取下げる場合は、必ずケアマネジャーにご相談の上、手続きしてください。 【準備するもの】 なし	すみやかに
	手続き可能な方
	親族・ケアマネジャーなど
	手続き方法
	来庁・電話
	お問合せ先
備考	介護保険課 介護認定係 本庁舎1階 11番窓口 ☎ 0422-29-9275
取下げの届出書は職権により職員が作成しているため、電話連絡で対応可能です。	

6 高齢者福祉に関する手続き

① 高齢者等位置情報システムを利用していた場合

手続・準備するもの	期限
高齢者等位置情報システム利用の廃止又は変更 亡くなられた方が高齢者等位置情報システムを申し込まれた方又は端末機を携帯している方であった場合、変更又は廃止の手続きが必要です。 ◆申し込まれた方が亡くなられた場合 申込者の変更が必要です。 ◆端末機を携帯している方が亡くなられた場合 端末機の返却と辞退届の提出が必要です。	すみやかに ※ご利用が廃止の場合、端末機の返却日まで利用料金のご負担が生じます。
【準備するもの】 ☐ 端末機	手続き可能な方 利用者(申し込まれた方) 利用者が亡くなられた場合は対象者を在宅で介護している介護者(新しい利用者)
	手続き方法 来庁・郵送
	お問合せ先 高齢者支援課 高齢者支援係 本庁舎1階 12番窓口 ☎ 0422-29-9271
備考	

② 給食サービスを利用していた場合

手続・準備するもの	期限
給食サービス事業利用料の請求先の変更 亡くなられた方が給食サービスを利用していた場合、給食サービスの利用は廃止となります。 亡くなられた方本人を請求先(納付書の送付先や口座振替等)にしていた場合、お支払いの済んでいない利用料金の請求先変更が必要です。	すみやかに
【準備するもの】 なし	手続き可能な方 どなたでも
	手続き方法 来庁・電話・メール・郵送
	お問合せ先 高齢者支援課 高齢者支援係 本庁舎1階 12番窓口 ☎ 0422-29-9271
備考	
メール：koreisha@city.mitaka.lg.jp	

ご案内
おくやみ窓口の

お手続きに必要な
主な持ちもの

おくやみ手続き
チェックリスト

市役所で行う
手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼い犬

農地

図書館

その他

故人の財産に
ついて

各種相談先に
ついて

市役所以外で行う
主な手続き

関連するご案内

③緊急通報システムを利用していた場合

手続・準備するもの	期限
緊急通報システム利用の廃止 亡くなられた方が緊急通報システムを利用していた場合、システムの利用は廃止となります。 システムの撤去が必要となります。撤去の際の立会をお願いします。 【準備するもの】 なし	すみやかに
	手続き可能な方
	親族・どなたでも
	手続き方法
	来庁・電話
	お問合せ先
備考	高齢者支援課 高齢者支援係 本庁舎1階 12番窓口 ☎ 0422-29-9271

④紙おむつ支給事業を利用していた場合

手続・準備するもの	期限
紙おむつ支給事業の廃止 おむつ利用者が亡くなられた場合に、次回以降の配達を廃止します。万が一配達があった場合は、受け取らないでください。 【準備するもの】 なし	すみやかに
	手続き可能な方
	どなたでも
	手続き方法
	来庁・電話・メール
	お問合せ先
備考	高齢者支援課 高齢者支援係 本庁舎1階 12番窓口 ☎ 0422-29-9271
メール：koreisha@city.mitaka.lg.jp	

6 高齢者福祉に関する手続き

⑤紙おむつ代助成対象者認定を受けていた場合

手続・準備するもの	期限
紙おむつ代助成金の事後申請 入院中の紙おむつ代について対象者認定が行われた月以降、7月、11月、3月に事後申請にて助成金の交付申請が必要です。助成対象者が亡くなられた場合は、相続人代表者の口座に振り込みます。 【準備するもの】 ☐ 相続人代表者届 ☐ 相続人代表者の印鑑	助成金交付申請時
	手続き可能な方
	相続人代表者
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
備考	
高齢者支援課 高齢者支援係 本庁舎1階 12番窓口 ☎ 0422-29-9271	

⑥言語リハビリテーション事業を利用していた場合

手続・準備するもの	期限
言語リハビリテーション事業利用料の請求先変更 亡くなられた方本人を請求先(口座振替等)にしていた場合、利用していた月までの利用料の請求先変更が必要です。 【準備するもの】 なし	すみやかに
	手続き可能な方
	どなたでも
	手続き方法
	来庁・電話・メール
	お問合せ先
備考	
メール：koreisha@city.mitaka.lg.jp	

⑦訪問理美容事業を利用していた場合

手続・準備するもの	期限
訪問理美容事業利用料の請求先変更 亡くなられた方本人を請求先(納付書の送付先や口座振替等)に していた場合、お支払いの済んでいない利用料金の請求先変更 が必要です。 【準備するもの】 なし	すみやかに
	手続き可能な方
	どなたでも
	手続き方法
	来庁・電話・メール・郵送
	お問合せ先
備考	高齢者支援課 高齢者支援係 本庁舎1階 12番窓口 ☎ 0422-29-9271
メール：koreisha@city.mitaka.lg.jp	

⑧福祉電話を利用していた場合

手続・準備するもの	期限
福祉電話利用の廃止 亡くなられた方が福祉電話を利用していた場合、福祉電話の利 用は廃止となります。 廃止届の提出が必要です。 電話機を借りている場合は返還してください。 【準備するもの】 ☐ 電話機	すみやかに
	手続き可能な方
	親族等どなたでも
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
備考	高齢者支援課 高齢者支援係 本庁舎1階 12番窓口 ☎ 0422-29-9271

6 高齢者福祉に関する手続き

⑨入居・居住継続支援初回保証料助成金を申請していた場合

手続・準備するもの	期限
入居・居住継続支援初回保証料助成金の受取人の変更 亡くなられた方が助成金の交付決定を受けていた場合、受取人の変更が必要です。 【準備するもの】 ☐ 相続人代表者届 ☐ 相続人代表者の印鑑	すみやかに
	手続き可能な方
	相続人代表者
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
	高齢者支援課 高齢者支援係 本庁舎1階 12番窓口 ☎ 0422-29-9271
備考	

⑩家族介護慰労金の申請をしていた場合

手続・準備するもの	期限
家族介護慰労金の受取人の変更 亡くなられた方が慰労金の交付決定を受けていた場合、受取人の変更が必要です。 【準備するもの】 ☐ 相続人代表者届 ☐ 相続人代表者の印鑑	すみやかに
	手続き可能な方
	相続人代表者
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
	高齢者支援課 高齢者支援係 本庁舎1階 12番窓口 ☎ 0422-29-9271
備考	

ご案内
おくやみ窓口の

お手続きに必要な
主な持ちもの

おくやみ手続き
チェックリスト

市役所で行う
手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼育犬

農地

図書館

その他

故人の財産に
ついて

各種相談先に
ついて

市役所以外で行う
主な手続き

関連するご案内

⑪ 99 歳以上の誕生月に亡くなられた場合

手続・準備するもの	期限
敬老金の贈呈 誕生月に贈呈します。誕生月に亡くなられた場合、受取人の届出が必要です。 【準備するもの】 ☐ 相続人代表者届 ☐ 相続人代表者の印鑑	すみやかに
	手続き可能な方
	相続人代表者
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
	高齢者支援課 高齢者支援係 本庁舎 1 階 12 番窓口 ☎ 0422-29-9271
備考	

⑫ 福祉住宅に入居していた場合

手続・準備するもの	期限
福祉住宅返還・承継手続き 福祉住宅の名義人が亡くなった場合、次の手続きが必要です。 ◆福祉住宅に住み続ける場合(承継) 引き続き福祉住宅の使用を希望される場合は、承継手続きが必要です。 ◆退去する場合(返還) 退去する場合は、返還届の提出が必要です。 【準備するもの】 なし	すみやかに
	手続き可能な方
	◆承継 同居者 ◆返還 親族等どなたでも
	手続き方法
	来庁
	お問合せ先
	高齢者支援課 高齢者支援係 本庁舎 1 階 12 番窓口 ☎ 0422-29-9271
備考	

7 障がい者福祉に関する手続き

①身体障害者手帳・愛の手帳の交付を受けていた場合

手続・準備するもの	期限
身体障害者手帳・愛の手帳の返還 亡くなられた方が身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちだった場合は、手帳を返還してください。 【準備するもの】 ☐ 障害者手帳	すみやかに
	手続き可能な方
	親族等どなたでも
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
備考	

障がい者支援課
障がい者相談係
本庁舎1階 15番窓口
☎ 0422-29-9233

②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた場合

手続・準備するもの	期限
精神障害者保健福祉手帳の返還 亡くなられた方が精神障害者手帳をお持ちだった場合は、手帳を返還してください。 【準備するもの】 ☐ 障害者手帳	すみやかに
	手続き可能な方
	親族等どなたでも
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
備考	

障がい者支援課
障がい者医療・給付係
本庁舎1階 14番窓口
☎ 0422-29-8361

おくやみ窓口のご案内

お手続きに必要なもの

おくやみ手続チェックリスト

市役所で行う手続

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼育犬

農地

図書館

その他

故人の財産について

各種相談先について

市役所以外で行う主な手続

関連するご案内

③ 自立支援医療受給者証の交付を受けていた場合

手続・準備するもの	期限
自立支援医療受給者証の返還 亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合は、受給者証を返還してください。 【準備するもの】 ☐ 自立支援医療受給者証	すみやかに
	手続き可能な方
	親族等どなたでも
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
備考	
障がい者支援課 障がい者医療・給付係 本庁舎1階 14番窓口 ☎ 0422-29-8361	

④ 三鷹市心身障がい者自動車等燃料費助成の決定を受けていた場合

手続・準備するもの	期限
自動車燃料費（ガソリン代）の助成資格異動届及び未支払金の請求 亡くなられた方が自動車燃料費の助成を受けていた場合は、資格喪失の届出が必要です。また、未支払金がある場合は、あわせて請求手続きをしてください。 【準備するもの】 ☐ 申請者の本人確認書類 ☐ 未支払請求者の口座の分かるもの	すみやかに
	手続き可能な方
	親族等どなたでも
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
備考	
障がい者支援課 障がい者医療・給付係 本庁舎1階 14番窓口 ☎ 0422-29-9234	
未支払金の請求は、同住所の親族に限ります。 同住所親族がいない場合は、請求できません。	

7 障がい者福祉に関する手続き

⑤心身障がい者福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当、経過的福祉手当を受給されていた場合

手続・準備するもの

手当の資格喪失届及び未支払金の請求

亡くなられた方が以下の手当てを受給していた場合は、資格喪失の届出が必要です。また、未支払金がある場合は、あわせて請求手続きをしてください。

- ・心身障がい者福祉手当
- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・重度心身障害者手当
- ・経過的福祉手当

【準備するもの】

- ☐申請者の本人確認書類
- ☐未支払金請求者の口座の分かるもの

期限

すみやかに

手続き可能な方

親族等どなたでも

手続き方法

来庁・郵送

お問合せ先

障がい者支援課
障がい者医療・給付係
本庁舎1階 14番窓口
☎ 0422-29-9234

備考

未支払金の請求は、同住所の親族に限ります。
同住所親族がいない場合は、請求できません。
(重度心身障害者手当については、同居でなくても未支払請求できる場合あり)

⑥三鷹市福祉タクシー券の交付を受けていた場合

手続・準備するもの

福祉タクシー券の受給資格異動届及び返還

亡くなられた方が福祉タクシー券をお持ちだった場合は、資格喪失の届出及び未使用の券の返還が必要です。

【準備するもの】

- ☐申請者の本人確認書類
- ☐当年度のタクシー券

期限

すみやかに

手続き可能な方

親族等どなたでも

手続き方法

来庁・郵送

お問合せ先

障がい者支援課
障がい者医療・給付係
本庁舎1階 14番窓口
☎ 0422-29-9234

備考

おくやみ窓口のご案内

お手続きに必要な主な持ちもの

おくやみ手続きチェックリスト

市役所で行う手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼育犬

農地

図書館

その他

故人の財産について

各種相談先について

市役所以外で行う主な手続き

関連するご案内

⑦心身障害者医療費助成(マル障)、特定医療費(指定難病)助成や小児精神病入院医療費助成を受給していた場合や東京都都営交通無料乗車券等を所持されていた場合

手続・準備するもの	期限
受給者証、医療証や乗車券等の返還 亡くなられた方が以下の受給者証や乗車券等をお持ちだった場合は、返還してください。 ・心身障害者医療費助成(マル障)受給者証 ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・小児精神病入院医療費助成制度医療券 ・マル都医療券 ・都営交通無料乗車券 ・精神障害者都営交通乗車証 ・民営バス乗車割引証 【準備するもの】 ☐ 受給者証 ☐ 医療証 ☐ 乗車券等	なし
	手続き可能な方
	親族等どなたでも
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
障がい者支援課 障がい者医療・給付係 本庁舎1階 14番窓口 ☎ 0422-29-8361・9234	
備考	

MEMO

おくやみ窓口のご案内

お手続きに必要な主な持ちもの

おくやみ手続きチェックリスト

市役所で行う手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼育犬

農地

図書館

その他

故人の財産について

各種ご相談先について

市役所以外で行う主な手続き

関連するご案内

8 税金等に関する手続き

①市税などに未納がある場合

手続・準備するもの

市税などの納付

亡くなられた方に市税などの未納がある場合は、納付が必要です。期限内の納付が困難な場合はご相談ください。また、相続放棄をした場合も手続きが必要です。

【準備するもの】

◆未納税などの確認、相談をしたい場合

☐ 相続人の本人確認書類

◆相続放棄をした場合

☐ 遺産分割協議書

☐ 相続放棄申述受理通知書

期限

すみやかに

手続き可能な方

相続人

手続き方法

来庁

お問合せ先

納税課 納税整理係
本庁舎2階 24番窓口
☎ 0422-29-9210

備考

来庁が難しい場合はお電話にてご相談ください。

手続き方法
HPはこちら



②市税などを口座振替で納付されていた場合

手続・準備するもの

口座振替の解約・変更

亡くなられた方の名義で市税などを口座振替していた場合は、口座振替の解約、又は口座名義の変更手続きが必要です。

【準備するもの】

◆口座振替の解約をしたい場合

☐ 相続人の本人確認書類

◆口座振替の名義変更をしたい場合

☐ 亡くなられた方の納税通知書

☐ 市税等口座振替依頼書

☐ 相続人の本人確認書類

☐ 変更先の銀行口座の通帳又はキャッシュカード

☐ 変更先の銀行口座の届出印

期限

すみやかに

手続き可能な方

相続人

手続き方法

来庁・郵送

お問合せ先

納税課 納税管理係
本庁舎2階 24番窓口
☎ 0422-29-9218

備考

口座振替の申込が可能な金融機関などについては三鷹市のホームページをご確認ください。

手続き方法
HPはこちら



③市税などに還付金がある場合

手続・準備するもの	期限
市税などの還付金の受取 亡くなられた方の市税などに還付金がある場合、相続人代表者の方の銀行口座に還付をします。 【準備するもの】 ☐ 相続人代表者の銀行口座の通帳又はキャッシュカード ☐ 相続人代表者の本人確認書類	すみやかに
	手続き可能な方
	相続人代表者
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
備考	納税課 納税管理係 本庁舎2階 24番窓口 ☎ 0422-29-9218
亡くなられた日の翌月以降に還付通知を送付します。 来庁での手続きを希望される場合は、届いた通知をご持参ください。	

④亡くなられた方が所有していた原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車・名義を変更する場合

手続・準備するもの	期限
原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車・名義変更 亡くなられた方が原動機付自転車・小型特殊自動車を所有していた場合は、廃車手続き又は相続人に名義を変更する手続きが必要です。 なお、名義変更手続きに際して、相続人が市外にお住まいの場合は廃車手続きのみ当市で可能です。登録（標識交付）手続きについては、お住まいの自治体にお問い合わせください。 【準備するもの】 ☐ 手続きする方の本人確認書類 ☐ 標識(ナンバープレート) ☐ 戸籍の証明書 （相続人と亡くなられた方の続柄が当市で確認できない場合）	◆廃車 30日以内 ◆名義変更 15日以内
	手続き可能な方
	相続人
	手続き方法
	◆廃車 来庁・郵送 ◆名義変更 来庁（廃車手続きのみの場合は郵送も可能）
備考	お問合せ先
	市民税課 税務管理係 本庁舎2階 24番窓口 ☎ 0422-29-9193
軽二輪（125cc超 250cc以下）、二輪小型自動車（250cc超）、軽自動車、普通自動車は市役所以外でのお手続きが必要です。詳しくは、P.62「市役所以外で行う主な手続き」をご確認ください。	

8 税金等に関する手続き

⑤ 市民税・都民税・森林環境税が課税されていた(課税される見込みがある)場合

手続・準備するもの

相続人代表者届出書の提出

市民税・都民税・森林環境税は賦課期日（1月1日）現在居住しており、前年中の所得金額が一定以上ある方に課税されます。このため、被相続人の納税通知書等を受領する方を指定する手続きが必要です。

【準備するもの】

☐ 相続人代表者の本人確認書類

◆相続放棄した場合

☐ 相続放棄申述受理通知書

期限

すみやかに

手続き可能な方

相続人代表者

手続き方法

来庁・郵送

お問合せ先

市民税課 市民税係
本庁舎2階 24番窓口
☎ 0422-29-9194

備考

代理の方がお手続きする場合、相続放棄をされた場合は、事前に市民税係までご連絡ください。

手続き方法
HPはこちら



⑥ 三鷹市内の土地・家屋・償却資産の所有者が亡くなられた場合

手続・準備するもの

相続人代表者届出書の提出

土地・家屋・償却資産の所有者（共有者含む）が亡くなられた場合は、通知等の送付先や納付を管理される方として相続人の中から相続人代表者を指定する手続きが必要です。
相続人の方が相続放棄をされた場合は、個別に手続きが必要です。

【準備するもの】

☐ 相続人代表者の本人確認書類

◆相続放棄した場合

☐ 相続放棄申述受理通知書

期限

すみやかに

手続き可能な方

相続人代表者

手続き方法

来庁・郵送

お問合せ先

資産税課 資産税係
本庁舎2階 24番窓口
☎ 0422-29-9197

備考

相続放棄をされた場合は、事前に資産税係までご連絡ください。

手続き方法
HPはこちら



⑦固定資産税に係る納税管理人の設定をしていた場合

手続・準備するもの	期限
納税管理人申告書 亡くなられた方に納税管理人の設定がある場合は、相続人代表者の届出が必要です。 □座振替により納税している場合は、別に指定口座の変更手続きが必要です。 亡くなられた方がほかの所有者の納税管理人となっていた場合は、所有者から納税管理人の解除及び変更の届出が必要です。 【準備するもの】 ☐ 本人確認書類	すみやかに
	手続き可能な方
	相続人
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
備考 資産税係までご連絡ください。又は、右の手続き方法HPから様式がダウンロードできます。 指定口座の変更手続きは、納税管理係までご連絡ください。	
手続き方法 HPはこちら 	

⑧亡くなられた方へ固定資産税に係る通知の送付先を設定していた場合

手続・準備するもの	期限
住所氏名送付先変更届 亡くなられた方に送付先の設定がある場合は、相続人代表者の届出が必要です。 亡くなられた方がほかの所有者の送付先に指定されていた場合は、所有者から送付先の変更の届出が必要です。 【準備するもの】 ☐ 本人確認書類	すみやかに
	手続き可能な方
	相続人
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
備考 資産税係までご連絡ください。又は、右の手続き方法HPから様式がダウンロードできます。	
手続き方法 HPはこちら 	

9 子育てに関する手続き

①学童保育所に入所していた児童が亡くなった場合

手続・準備するもの	期限
学童保育所利用関連手続き 学童保育所に入所していた児童が亡くなった場合は、退所の届出が必要です。 【準備するもの】 なし	亡くなった月の月末
	手続き可能な方
	保護者
	手続き方法
	来所・郵送・電子申請
	お問合せ先
	児童青少年課 本庁舎4階 41番窓口 ☎ 0422-29-9671
備考	
手続き方法 HPはこちら 	

②学童保育所に入所している児童の保護者が亡くなった場合

手続・準備するもの	期限
学童保育所利用関連手続き 学童保育所に入所している児童の保護者が亡くなった場合は、保護者変更及び育成料やおやつ代の振替口座の変更手続きが必要です。 【準備するもの】 ☐ 口座振替依頼書(金融機関へ提出)	新たな保護者が決定後すみやかに
	手続き可能な方
	保護者
	手続き方法
	来所・郵送
	お問合せ先
	児童青少年課 本庁舎4階 41番窓口 ☎ 0422-29-9671
備考	

おくやみ窓口の
ご案内

お手続きに必要な
主な持ちもの

おくやみ手続き
チェックリスト

市役所で行う
手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼い犬

農地

図書館

その他

故人の財産に
ついて

各種相談先に
ついて

市役所以外で行う
主な手続き

関連するご案内

9 子育てに関する手続き

③児童手当等の受給者（保護者）が亡くなられた場合

手続・準備するもの

受給者死亡による資格消滅・認定請求(受給者変更)・未支払い手当の請求
亡くなられた方の下記手当の受給資格は消滅します。配偶者等の新たな児童の保護者の方はお手続きが必要です。また、未支払い分の手当がある場合は、未支払手当請求書を提出してください。
※手当は所得制限があります。
※児童手当については、新規受給者が公務員の場合、勤務先に申請してください。

- ①児童手当
- ②児童扶養手当
- ③児童育成手当
- ④特別児童扶養手当

【準備するもの】

- ☐ 来庁する方の本人確認ができる書類(マイナンバーカード又は運転免許証など) (共通)
- ◆認定請求書を提出される場合
 - ☐ 申請者の振込先口座が分かるもの(共通)
 - ☐ 申請者の健康保険証の写し(3歳未満の支給対象児童がいる場合)(①)
 - ☐ 戸籍謄本(申請者、児童)(②③④)
- ◆未支払請求書を提出される場合
 - ☐ 児童名義の振込先口座がわかるもの(共通)
- ◆返却するもの
 - ☐ 児童扶養手当証書(②)

期限

亡くなられた日から
14日以内(手続きによって異なります)

手続き可能な方

保護者

手続き方法

来庁

お問合せ先

子育て支援課
手当・医療係
本庁舎4階 43番窓口
☎ 0422-29-9675

備考

手続きが遅れると、支給されない月が発生することがあります。

児童手当について
手続き方法HPは
こちら



児童扶養手当につ
いて手続き方法HP
はこちら



児童育成手当につ
いて手続き方法HP
はこちら



特別児童扶養手当
について手続き方
法HPはこちら



MEMO

④児童手当等の対象児童が亡くなった場合

手続・準備するもの	期限
手当の資格消滅又は減額改定 下記手当の対象児童全員が亡くなった場合は「受給事由消滅届」、対象児童の人数が減った場合は「額改定届」の提出が必要です。 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・児童育成手当 ・特別児童扶養手当	亡くなった日から 14日以内（手続きに よって異なります）
	手続き可能な方
	保護者
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
	子育て支援課 手当・医療係 本庁舎4階 43番窓口 ☎ 0422-29-9675
【準備するもの】 ☐ 申請者の本人確認書類	
備考	
児童手当について 手続き方法HPは こちら  児童扶養手当につ いて手続き方法HP はこちら  児童育成手当につ いて手続き方法HP はこちら  特別児童扶養手当 について手続き方 法HPはこちら 	

MEMO

9 子育てに関する手続き

⑤子どもの医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成を受ける保護者又は児童が亡くなった場合

手続・準備するもの

医療証の返納及び医療証交付申請（受給者変更）

以下の医療費助成を受けている方はお手続きが必要です。

- ①乳幼児医療費助成制度
- ②義務教育就学児医療費助成制度
- ③高校生等医療費助成制度
- ④ひとり親家庭等医療費助成制度（所得制限あり）

【準備するもの】

◆対象児童が亡くなった場合

- ☐医療証（共通）

◆保護者の方が亡くなった場合

- ☐来庁する方の本人確認ができる書類（共通）
- ☐医療証（共通）
- ☐児童の新たな保護者の健康保険証（写し）（④）
- ☐児童の健康保険証（写し）（保険証に変更があった場合のみ）（共通）
- ☐戸籍謄本（申請者、児童）（④）

期限

すみやかに

手続き可能な方

新たな児童の保護者

手続き方法

来庁・郵送

お問合せ先

子育て支援課
手当・医療係
本庁舎4階 43番窓口
☎ 0422-29-9675

備考

⑥小児慢性特定疾病医療費助成を受ける保護者等が亡くなった場合

手続・準備するもの

受給者死亡による申請者変更（受給者変更）

亡くなった方の受給資格は消滅します。

新たな児童の保護者の方は「変更届」及び「世帯調書」の提出が必要です。

また、対象児童が亡くなった場合は、医療証を返納してください。

【準備するもの】

◆「変更届」・「世帯調書」を提出される場合

- ☐申請者の本人確認書類
- ☐健康保険証（写し）（保険証に変更があった場合のみ）
- ☐保護者のマイナンバー確認書類

期限

すみやかに

手続き可能な方

保護者

手続き方法

来庁・郵送

お問合せ先

子育て支援課
手当・医療係
本庁舎4階 43番窓口
☎ 0422-29-9675

備考

小児慢性特定疾病医療費助成について手続き方法HPはこちら



⑦幼稚園に通う子どもがいる場合

手続・準備するもの	期限
幼稚園に関連する各種補助金申請等 幼稚園に通う子どもがいる場合、以下の手続きが必要です。 ・申請世帯員が亡くなられた場合、家庭の状況を変更する手続き ・申請者（保護者）が亡くなられた場合、申請者・補助金振込口座を変更する手続き 【準備するもの】 ☐ 新たに申請者となる保護者の口座情報	すみやかに
	手続き可能な方
	保護者
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
	子ども育成課 私立学校・幼稚園係 本庁舎4階 44番窓口 ☎ 0422-29-9674
備考	

⑧認可保育園に通う（申請中の）子どもがいる場合

手続・準備するもの	期限
認可保育所等入園手続き・認可保育所等在園児状況変更手続き 亡くなられた方の世帯に認可保育園に通う（申請中の）子どもがいる場合、家庭の状況を変更する手続きが必要です。 【準備するもの】 なし	すみやかに
	手続き可能な方
	保護者
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
	子ども育成課 保育園 入所・認定係 本庁舎4階 45番窓口 ☎ 0422-29-9672
備考	

9 子育てに関する手続き

⑨認可外保育施設の利用助成金を申請していた場合

手続・準備するもの	期限
認可外保育施設利用助成金の申請内容の変更 亡くなられた方が認可外保育施設の利用助成金を申請していた場合、申請者を変更する手続きが必要です。 【準備するもの】 ☐ 戸籍等写し(亡くなられた方が市外在住の場合のみ) ☐ 新たに申請者となる保護者の口座情報	すみやかに
	手続き可能な方
	保護者
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
備考	

⑩施設等利用給付認定の申請をして認定を受けていた場合

手続・準備するもの	期限
施設等利用給付認定の変更 亡くなられた方が施設等利用給付認定の申請をして認定を受けていた場合、家庭の状況を変更する手続きが必要です。 【準備するもの】 ☐ 戸籍等写し(亡くなられた方が市外在住の場合のみ) ☐ 新たに申請者となる保護者の口座情報	すみやかに
	手続き可能な方
	保護者
	手続き方法
	来庁・郵送
	お問合せ先
備考	

ご案内
おくやみ窓口の

お手続きに必要な
主な持ちもの

おくやみ手続き
チェックリスト

市役所で行う
手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼い犬

農地

図書館

その他

故人の財産に
ついて

各種相談先に
ついて

市役所以外で行う
主な手続き

関連するご案内

10 住宅に関する手続き

①空き家を相続する場合(予定も含む。)

手続・準備するもの	期限
空き家に関する相談 空き家に関する相談窓口や管理に役立つパンフレットを配布しています。 【準備するもの】 なし	なし
	手続き可能な方
	空き家を相続するかた(予定も含む。)
	手続き方法
	来庁
	お問合せ先
	住宅政策課 本庁舎5階 52番窓口 ☎ 0422-29-9704
備考	
P.58「亡くなられた方の持ち家を空き家にしないために」もご確認ください。 手続き方法 HPはこちら 	

②市営住宅・市民住宅に入居していた場合

手続・準備するもの	期限
市民住宅等の返還・承継手続き 市営住宅・市民住宅の使用者または同居者が亡くなった場合、次の手続きが必要です。 ◆引き続き住み続ける場合(承継) 引き続き市営住宅等の使用を希望される場合は、承継手続きを行ってください。 駐車場を使用しなくなった場合は駐車場の返還手続きも必要です。 ◆退去する場合(返還) 退去する場合は、返還届を提出してください。 【準備するもの】 ◆引き続き住み続ける場合(承継) ☐ 戸籍等写し	◆承継 なし ◆返還 返還しようとする日の14日前
	手続き可能な方
	◆承継 同居者 ◆返還 使用者の相続人又は同居者
	手続き方法
	来庁
	お問合せ先
	住宅政策課 本庁舎5階 52番窓口 ☎ 0422-29-9704
備考	

おくりやみ窓の
ご案内

お手続に必要と
なる主な持ちもの

おくりやみ手続
チェックリスト

市役所で行う
手続

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼犬

農地

図書館

その他

故人の財産に
ついて

各種相談先に
ついて

市役所以外で行う
主な手続

関連する案内

11 樹木・公園に関する手続き

①保存樹木・保存樹林を相続された場合

手続・準備するもの

保存樹木・保存樹林

亡くなられた方の保存樹木・保存樹林を相続された場合は、所有者変更の手続きが必要です。

【準備するもの】

- ☐所有者変更届
- ☐□座登録申請書

期限

すみやかに

手続き可能な方

相続人

手続き方法

来庁

お問合せ先

緑と公園課
本庁舎5階 56番窓口
☎ 0422-29-9789

備考

市ホームページより所有者変更届様式のダウンロードが可能です。

手続き方法
HPはこちら



②公園として貸している土地を相続された場合

手続・準備するもの

借地公園

亡くなられた方が公園として貸していた土地を相続された場合、所有者変更の手続きが必要です。

【準備するもの】

なし

期限

すみやかに

手続き可能な方

相続人

手続き方法

来庁

お問合せ先

緑と公園課
本庁舎5階 56番窓口
☎ 0422-29-9789

備考

おくやみ窓の
ご案内

お手続きに必要となる主な持ちもの

おくやみ手続き
チェックリスト

市役所で行う
手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼い犬

農地

圖書館

その他

つ 故

人の財産に
いて

各種ご相談先に
ついて

市役所以外で行う
主な手続き

関連するご案内

13 飼い犬に関する手続き

犬を飼っていた方が亡くなられた場合

手続・準備するもの

飼い犬の登録変更

犬を飼っていた方が亡くなられた場合は、登録変更の手続きが必要です。

※犬のマイクロチップ装着と「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトへの登録の有無により手続き方法が異なります。

◆ 犬がマイクロチップを装着し、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトに登録している場合（①）

来庁は不要ですが、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト (<https://reg.mc.env.go.jp/>) にて手続きをしてください。

◆ ①以外の場合（②）

下記の【準備するもの】をお持ちいただき、来庁して手続きをしてください。

【準備するもの】

上記②の場合

☐ 犬の鑑札

☐ 新しい飼い主の本人確認書類

※飼い主の変更に伴い、犬が三鷹市から他自治体へ転出する場合は、転出先の自治体にて手続きが必要となる場合があります。
詳しくは、飼い犬の転出先の自治体にお問い合わせください。

期限

すみやかに

手続き可能な方

新しい飼い主

手続き方法

◆①の場合
インターネット

◆②の場合
来庁

お問合せ先

環境政策課
第2庁舎2階
☎ 0422-29-9612
(手続き窓口は以下の備考参照)

備考

手続き窓口

市民課 庶務・年金係
本庁舎1階 2番窓口
☎ 0422-29-9190

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト



MEMO

14 農地に関する手続き

①納税猶予の特例通用の適格者証明が必要な場合

手続・準備するもの	期限
相続税の納税猶予に関する適格者証明 相続した生産緑地において、相続税の納税猶予を受ける場合は税務署に本証明の提出が必要です。	相続税の納税猶予の特例適用を受ける税務署にて確認してください。
【準備するもの】 ☐ 相続税の納税猶予に関する適格者証明書 証明願 2 部(実印) ☐ 登記全部事項証明書 ☐ 公図 ☐ 案内図 ☐ 印鑑登録証明書 ☐ 納税猶予の特例適用の農地等該当証明書の写し(都市計画課で発行) ☐ 相続登記が済んでいない場合は遺言書や遺産分割協議書の写し及び全員分の印鑑登録証明書 ☐ 委任状(代理人が申請する場合 実印) ※ 登記全部事項証明書及び公図は法務局取得の原本	手続き可能な方 生産緑地を相続し、相続税納税猶予の特例適用を受けようとする方
	手続き方法 来庁
	お問合せ先 農業委員会事務局 第2庁舎 2階 ☎ 0422-29-9616
備考 期限については個別にお問い合わせください。 証明書の発行に最長 2 か月程度かかります。	手続き方法 HP はこちら 

MEMO

おくやみ窓口のご案内

お手続きに必要なもの

おくやみ手続きチェックリスト

市役所で行う手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼い犬

農地

図書館

その他

故人の財産について

各種相談先について

市役所以外で行う主な手続き

関連する「案内」

14 農地に関する手続き

②納税猶予の特例適用の農地等該当証明が必要な場合

手続・準備するもの

納税猶予の特例適用の農地等該当証明

相続した生産緑地において、相続税の納税猶予の特例適用を受ける場合は、税務署及び三鷹市農業委員会に本証明の提出が必要です。

【準備するもの】

☐ 納税猶予の特例適用の農地等該当証明 証明願

☐ 案内図

☐ 公図

☐ 登記全部事項証明書

☐ 委任状(代理人が申請する場合)

※公図及び登記全部事項証明書は法務局取得のもの

※上記書類を揃えて正副2部必要

期限

相続税の納税猶予の特例適用を受ける税務署にて確認してください。

手続き可能な方

どなたでも

手続き方法

来庁

お問合せ先

都市計画課 都市計画係
本庁舎5階 54番窓口
☎ 0422-29-9701

備考

手続き方法
HPはこちら



③生産緑地の買取りの申出をする場合

手続・準備するもの

生産緑地の買取りの申出

亡くなった方が生産緑地における農業の主たる従事者だった場合、生産緑地の買取りの申出をすることができます。

【準備するもの】

☐ 生産緑地地区買取申出書(実印)

※他の権利者がいる場合は他の権利者全員の同意が必要

☐ 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明(三鷹市農業委員会が発行)

☐ 案内図

☐ 公図

☐ 登記全部事項証明書

☐ 印鑑登録証明書

☐ 委任状(代理人が申請する場合 実印)

※公図及び登記全部事項証明書は法務局取得のもの

期限

なし

手続き可能な方

生産緑地の相続人又は法定相続人

手続き方法

来庁

お問合せ先

都市計画課 都市計画係
本庁舎5階 54番窓口
☎ 0422-29-9701

備考

その他上記以外の書類が必要になる場合があります。
提出前に必ず市の担当者にご確認ください。

手続き方法
HPはこちら



④生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明が必要な場合

手続・準備するもの	期限
生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明 生産緑地の買取りの申出をする場合は、都市計画課に本証明の提出が必要になります。	すみやかに
【準備するもの】 ☐ 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願 2部(認印) ☐ 登記全部事項証明書 ☐ 公図 ☐ 案内図 ☐ 被相続人の死亡を証明する書類 ☐ 委任状(代理人が申請する場合 認印) ※ 登記全部事項証明書及び公図は法務局取得の原本	手続き可能な方 生産緑地を相続する予定のある方 ※ 法定相続人の連名も可
	手続き方法 来庁 お問合せ先 農業委員会事務局 第2庁舎 2階 ☎ 0422-29-9616
備考 期限については個別にお問い合わせください。 証明書の発行に最長2か月程度かかります。	

手続き方法
HPはこちら



⑤農地を相続した場合

手続・準備するもの	期限
農地の権利取得の届出(農地法第3条の3) 相続により農地の権利を取得した場合は、本届出が必要になります。	すみやかに
【準備するもの】 ☐ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書(認印) ☐ 登記全部事項証明書 ☐ 公図 ☐ 案内図 ☐ 相続登記が済んでいない場合は遺言書や遺産分割協議書の写し ☐ 委任状(代理人が届出する場合 認印)	手続き可能な方 農地を相続した方
	手続き方法 来庁 お問合せ先 農業委員会事務局 第2庁舎 2階 ☎ 0422-29-9616
備考	

手続き方法
HPはこちら



故人の財産について

亡くなられた方の財産を整理する

1. どのような財産があるのか確認しましょう

相続財産について、後から知らない財産が見つかったりすると、相続のやり直しになることがあります。どのような財産があるのかを調べて目録にしておきましょう。以下の手がかりから調べてみましょう。

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考	手がかりとなる資料
					・固定資産税納税通知書
					・登記識別情報(権利証)
					・固定資産台帳記載事項証明書 ・固定資産価格決定通知書 ・名寄帳 ・登記簿謄本 など
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考	手がかりとなる資料
					・通帳
					・金融機関からの郵便物
					・カード類 など
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考	手がかりとなる資料
					・証券の現物
					・証券会社からの郵便物
					・コレクション品の現物 ・宝飾品類 など
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考	手がかりとなる資料
					・借入申込書
					・金融機関からの郵便物
					など
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考	手がかりとなる資料
					・保険証券
					・保険会社からの郵便物
					など
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考	手がかりとなる資料
					・年金証書
					・年金事務所からの郵便物
					など
個人年金・企業その他年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考	手がかりとなる資料
					・年金証書
					・保険会社からの郵便物
					など
その他					

おくりやみ窓の
ご案内

お手続きに必要と
なる主な持ちもの

おくりやみ手続
チェックリスト

市役所で行
う手続

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼育犬

農地

図書館

その他

故人の財産に
ついて

各種相談先に
ついて

市役所以外で行
う手続

関連するご案内

2. 亡くなられた方の持ち家を空き家にしないために

ひとり暮らしをしていた方が亡くなった、施設に入所した等の事情により、その方の持ち家をご家族が整理しなければならなくなることがあります。

家を整理する際には、お金に換算できるものは全て相続財産になります。善意で整理したとしても、他の相続人の了承がなければトラブルになる可能性があります。そのため、早めに遺産分割協議を行い、持ち家の対応について話し合しましょう。

家にはそれぞれ思い出が残っており、なかなか整理できずに空き家のまま時間が過ぎてしまうことがあります。空き家を放置していると「特定空き家等」に認定されてしまい、不本意な形で大切な資産を大きく減らしてしまう可能性があります。そうならないためにも、住居として利用する、賃貸物件として活用する、売却する、解体する等のいくつかの選択肢を検討しましょう。

平成 28 年度の税制改正により、相続した空き家（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は相続した空き家を取り壊した後の土地を譲渡した場合に、その空き家又は土地の譲渡所得の金額から最大で 3,000 万円までが特別控除されます。

特例措置の適用を受けるには、いくつかの要件があります。

（１）相続発生日を起算点とした適用期間の要件

以下の 2 要件を満たすことが必要です。

- ・ 相続日から起算して 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡すること。
- ・ 特例の適用期限である、令和 9 年 12 月 31 日までに譲渡すること。

（２）相続した家屋の要件

特例の対象となる家屋は、以下のすべての要件を満たすことが必要です。

- ・ 相続の開始の直前において被相続人の居住のために使用されていたものであること。なお、平成 31 年 4 月 1 日以後の譲渡については、被相続人が老人ホーム等に入所していた場合も対象となります。
- ・ 相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものであること。
- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除く。）であること。
- ・ 相続の時から譲渡の時まで事業、貸付け又は居住のために使用されていないこと。

（３）譲渡する際の要件

特例の対象となる譲渡は、以下のすべての要件を満たすことが必要です。

- ・ 譲渡価格が 1 億円以下
- ・ 家屋を譲渡する場合（その敷地等も併せて譲渡する場合も含む。）、当該譲渡時において、その家屋が現行の耐震基準に適合するものであること。

（４）お問い合わせ先

住宅政策課（☎ 0422-29-9704）

3. 処分しなければならないもの

財産とならずに処分しなければならないものについては、ごみとして自治体で回収します。ごみの出し方は以下のとおりです。

(1) 通常の収集でごみを出す場合

各地区のごみの収集日に合わせて、午前8時までに各家庭の道路端又は集積所へお出してください。ごみの収集日程や出し方などは、リサイクルカレンダーやホームページをご確認ください。

※1回に出せるごみの量は、燃やせるごみ・燃やせないごみは40リットルの指定収集袋で3袋まで、その他の資源物は45リットル相当の袋で3袋までです（古紙は3束までです）。それ以上になる場合は、(2)の多量ごみでお申し込みください。

※下連雀3丁目と上連雀2丁目の燃やせるごみは、月・木曜日の夜11時30分までにお出してください。

(2) 粗大ごみ・多量ごみの出し方

ア：出す品物の大きさ（幅・高さ・奥行）・重量・個数を確認する

大きさや重さなどで処理手数料が変わります。受付をスムーズに行うためにも、事前に品物の「大きさ（幅・高さ・奥行）・重量・個数」をご確認ください。

※燃やせるごみ、燃やせないごみを多量ごみとして出す場合、指定収集袋ではなく、半透明の45ℓ相当の袋に入れて分別をしてお出してください。なお、生ごみと有害ごみは出せません。

イ：粗大ごみ受付センターへ申し込む

☎ 03-5715-1212

受付時間は、月曜日から土曜日までの午前8時から午後7時までです（祝日を含み、年末年始除く）。手数料、収集日、受付番号などをご案内します。

インターネット（三鷹市ホームページ→トップページ→ごみ→粗大ごみ・多量ごみの出し方→粗大ごみインターネット受付URL:<https://www2.sodai-web.jp/mitaka/index.html>）での受付も行っています。

ウ：粗大ごみ処理券を購入する

申込時に案内された処理手数料分の粗大ごみ処理券（シール）を「粗大ごみ処理券取扱店」で購入し、品物ごとに必要な金額分の処理券を貼ってください。処理券には、申し込まれた方の「収集日」と「受付番号」を必ず記入してください。

※粗大ごみ処理券の台紙は領収書となりますので、収集日が過ぎるまで必ず保管してください。

エ：収集日の朝8時までに出す

収集日の朝8時までに、自宅の玄関、敷地の入口など道路に面した場所（集合住宅の場合は専用置場）に粗大ごみを出してください。その際、すべての品物に粗大ごみ処理券を貼ってあるか（処理券が貼っていないと収集できません。）、処理券に「収集日」と「受付番号」が記入してあるか確認してください。

なお、申し込み以外の品物が出されても、収集できませんので、ご注意ください。品物の追加・変更等は、予約件数が上限に達した場合、又は、収集日の前日・当日はできません。品物に追加・変更等がある場合には、お早目に粗大ごみ受付センターに連絡してください。

ご案内
おくやみ窓口の

お手続きに必要と
なる主な持ちもの

おくやみ手続き
チェックリスト

市役所で行う
手続き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼育犬

農地

図書館

その他

故人の財産に
ついて

各種相談先に
ついて

市役所以外で行う
主な手続き

関連するご案内

各種相談先について

お子さまを亡くされた方の相談先

亡くなったお子さまの存在を大切に思いながら、あなたの気持ちや状況に寄り添いたいと思ってくれている人に語ったり、分かち合ったりすることは、大切なことです。

今の気持ちを話せるときがきたら、パートナーや祖父母、あなたのことを大切に思ってくれる友人などにゆっくり話を聞いてもらいましょう。併せて、下記のような相談先もありますので、状況に応じて相談してください。

■大切なお子さまを亡くした気持ちを分かち合いたい

流産や死産、新生児死亡を経験されたご両親や家族が、亡くなったお子さまへの思いなどを体験者同士で語り合っていただくお話し会等を聖路加国際大学で開催しています。

「お空の天使パパ&ママの会」

お申込み・お問い合わせ先：tenshi_rukanokai@slcn.ac.jp

■電話相談

SIDS（乳幼児突然死症候群）をはじめ、他の病気や事故、流産・死産などでお子さまを亡くされたご家族の精神的支援のために、専門職や同じ体験をした家族による電話相談を行っています。

赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談（東京都福祉局）：03-5320-4388

相談日：毎週金曜日 午前10時～午後4時（休日及び年末年始を除く）

■電話や面接・家庭訪問

今の気持ちや状況を整理する場所のひとつとして、三鷹市総合保健センターをご利用ください。

電話や面接、ご家庭に伺って相談に応じます。

電話番号：0422-46-3254 午前8時30分～午後5時（休日及び年末年始を除く）

■夜間の電話相談

今の状況がつかず、夜間、特に不安が強くなったり、消えてしまいたいと思ってしまうたりする場合など、ご相談ください。

・「東京都夜間こころの電話相談」

電話番号：03-5155-5028 午後5時～午後10時（年中無休）受付は午後9時30分まで

・「東京都自殺相談ダイヤル」～こころといのちのほっとライン～

電話番号：0570-087478（ナビダイヤル） 正午～翌朝午前5時30分（年中無休）



身近な人、大切な人を自殺(自死)で突然亡くされた方の相談先

■遺族の思いを話せる

- ・「自死遺族相談ダイヤル」(NPO 法人全国自死遺族総合支援センター)
電話番号 03-3261-4350 木曜日午前 10 時～午後 7 時 / 日曜日午前 10 時～午後 5 時 ※祝日は休み
- ・「自死遺族傾聴電話」(NPO 法人グリーフケア・サポートプラザ)
電話番号 03-3796-5453 (火・木・土曜日 午前 11 時～午後 5 時)

■生きていくのがつらい

- ・「東京都自殺相談ダイヤル」～こころといのちのほっとライン～
電話番号：0570-087478 正午～翌朝午前 5 時 30 分 (年中無休)
- ・「東京いのちの電話」
電話番号：03-3264-4343 24 時間 (年中無休)
- ・「東京多摩いのちの電話」
電話番号：042-327-4343 午前 10 時～午後 9 時 (年中無休)
毎月第 3 金曜日 午前 10 時～翌々日午後 9 時

■こころの不安や悩みなど

- ・三鷹市総合保健センター
電話番号：0422-24-8207 午前 8 時 30 分～午後 5 時 (休日及び年末年始を除く)
- ・東京都立多摩総合精神保健福祉センター「こころの電話相談」
電話番号：042-371-5560 午前 9 時～午後 5 時 (休日及び年末年始を除く)
- ・「東京都夜間こころの電話相談」
電話番号：03-5155-5028 午後 5 時～午後 10 時 (年中無休) 受付は午後 9 時 30 分まで

■借金・相続について

- ・弁護士会 新宿総合法律相談センター
電話番号：03-6205-9531 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 (月～土) 日祝日は休み
- ・日本司法支援センター (法テラス)
電話番号：0570-078374 (ナビダイヤル) 午前 9 時～午後 9 時 (平日) / 午前 9 時～午後 5 時 (土)

■労災の補償等について

- ・過労死 110 番全国ネットワーク
電話番号：03-3813-6999 午前 10 時～正午 / 午後 1 時～午後 5 時 (平日)

■遺児への支援について

- ・奨学金について (一般財団法人あしなが育英会)
電話番号：0120-77-8565 午前 9 時～午後 4 時 (平日)
- ・あしながレインボーハウス (一般財団法人あしなが育英会)
電話番号：042-594-2418 午前 9 時～午後 5 時 (平日)



お
く
や
み
窓
口
の
ご
案
内

お
手
続
き
に
必
要
と
な
る
主
な
持
ち
も
の

お
く
や
み
手
続
き
チ
ェ
ッ
ク
フ
リ
ス
ト

市
役
所
で
行
う
手
続
き

戸籍・住民

年金

国保

後期高齢

介護保険

高齢者福祉

障がい福祉

税金

子育て

住宅

樹木・公園

ごみ

飼い犬

農地

図書館

その他

故
人
の
財
産
に
つ
い
て

各
種
ご
相
談
先
に
つ
い
て

市
役
所
以
外
で
行
う
主
な
手
続
き

関
連
す
る
ご
案
内

応援します！

自分で決める自分のくらしと医療

～今日から考えませんか？～



三鷹市では、

今後のくらしや医療について、あなたが選択できる場面がたくさんあります。
もしも…の時に、あなたも、周りの人も困らないよう、今日から考えてみませんか？
医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしいくらしを
続けることができるよう、三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会が中心となり、関
係機関の協力を得ながら、様々な取組を行っています。

あなたの選択や希望を応援します。選択を助ける「人生ノート」などの
ご用意があります。下記までご相談ください。



相 談 先

三鷹市高齢者支援課高齢者支援係
0422-29-9271



東部地域包括支援センター	0422-48-8855
井の頭地域包括支援センター	0422-44-7400
連雀地域包括支援センター	0422-40-2635
三鷹駅周辺地域包括支援センター	0422-76-4500
西部地域包括支援センター	0422-34-6536
大沢地域包括支援センター	0422-33-2287
新川中原地域包括支援センター	0422-40-7204

発行 三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会

不動産の 相続登記が義務化

令和6年(2024年)4月1日から

されました！！

～土地・家屋の所有者が亡くなった際は、相続人へ名義変更しましょう～

相続登記の義務化について



◇義務化の対象者

⇒相続によって不動産を取得した相続人
相続の開始があったこと(被相続人が死亡した事実)を知り、かつ相続によって所有権を取得したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をしなければなりません。

※制度スタート前に相続が発生していた場合でも義務化の対象となります。

◇正当な理由なく申請されない場合

⇒10万円以下の**過料**が科される場合があります。

詳しい制度内容や、相続登記申請手続きに関するご相談は

下記の関係機関へご連絡ください。

相 談 先

◇不動産登記の相談は、各団体で開催しています。

三鷹市 市民相談 TEL：0422-44-6600

東京法務局 電話案内室
TEL：03-5318-0261
(注：登記手続きの案内のみです)

東京司法書士会 三多摩総合相談センター
TEL：042-548-3933 (立川)



https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/category_00020.html



<https://www.tokyokai.jp/>

◇三鷹市内の不動産に関する登記申請先は、**東京法務局府中支局**です。

TEL：042-335-4753
〒180-0052
東京都府中市新町二丁目44番地

登記申請は
お早めに！



MEMO

[illegible]



発行 三鷹市

〒181-8555
東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

編集・制作 株式会社鎌倉新書
発行年月 令和6(2024)年 9月